

總 論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景

近年、社会経済情勢の変化や人口減少に伴う超高齢社会の到来による影響は社会・経済・福祉だけに留まらず、教育・環境などまちづくりに関わる幅広い分野まで波及しています。このような中、核家族化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害など、地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、従来の公的なサービスだけでは、すべてのニーズに対応することは困難となってきています。

そのため、地域の様々な課題を地域の助け合いによる力で解決できる「地域の福祉力」の向上を図る必要性が高まっています。また、自治会、関係機関や福祉団体等との連携を強化して、地域ぐるみで地域の課題に取り組んでいくことも重要です。

こうした地域を取り巻く環境の変化に対し、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正されました。この法律の第4条において、地域福祉の推進に努めることが規定され、第107条では地域福祉計画を策定することが法的に位置づけられました。

平成19年8月には、支援を必要とする要援護者を見守り、緊急時の対応が迅速に図れるよう「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省社会・援護局によって通知され、「要援護者の把握」、「要援護者情報の共有」、「要援護者の支援」について市町村地域福祉計画に明記し、取り組むことが示されています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人と人のつながりの重要性が再認識され、地域力の再構築による安全・安心な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

このような背景から、下野市では子ども、高齢者、障がいのある人など誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、本市の地域福祉を推進するための指針となる「下野市地域福祉計画」を策定するものです。

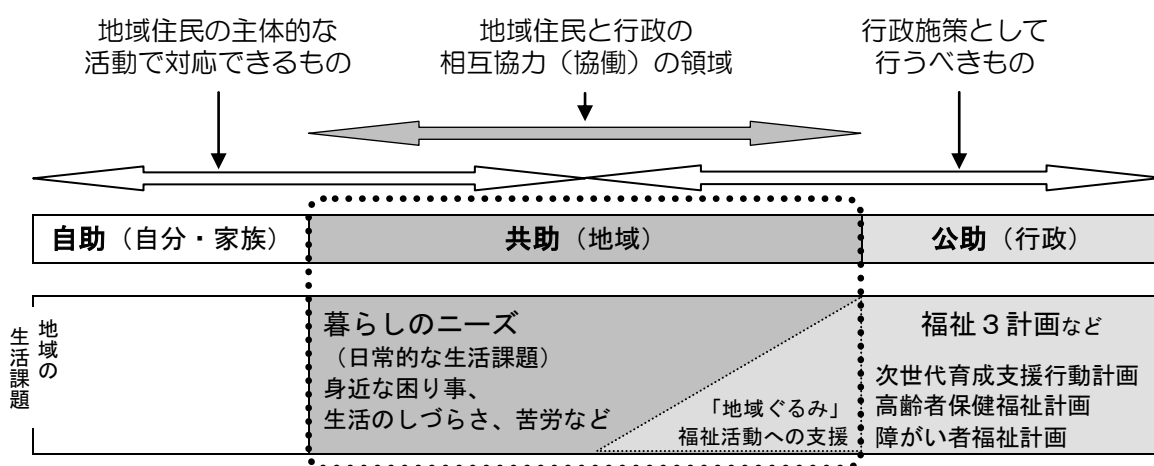
2. 地域福祉計画とは

地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいのある人など地域で暮らす誰もが住み慣れた地域の中で、その人らしく自立した生活を送れるよう、地域住民、福祉団体、関係機関や行政などが協力して地域社会の福祉課題に対して取り組んでいく「助け合いのしくみ」のことをいいます。

地域福祉計画は、この地域福祉を推進する上で、人と人とのつながりに重点を置き、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。この計画を推進していくためには、地域住民、福祉団体、関係機関や行政などがお互いの役割の中で協力関係を構築し、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて取り組んでいくことが重要となります。

- 自助： 個人や家庭でできることは自分たちですること
- 共助： 地域において隣近所や友人、知人とお互いに助け合うことやボランティア、NPOなどにより、支え合い、助け合うこと
- 公助： 地域で解決できない問題、支援を必要とする人やその家族などに、行政サービスを提供すること

■ 「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



■地域福祉計画関連条文（社会福祉法より抜粋）

社会福祉法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

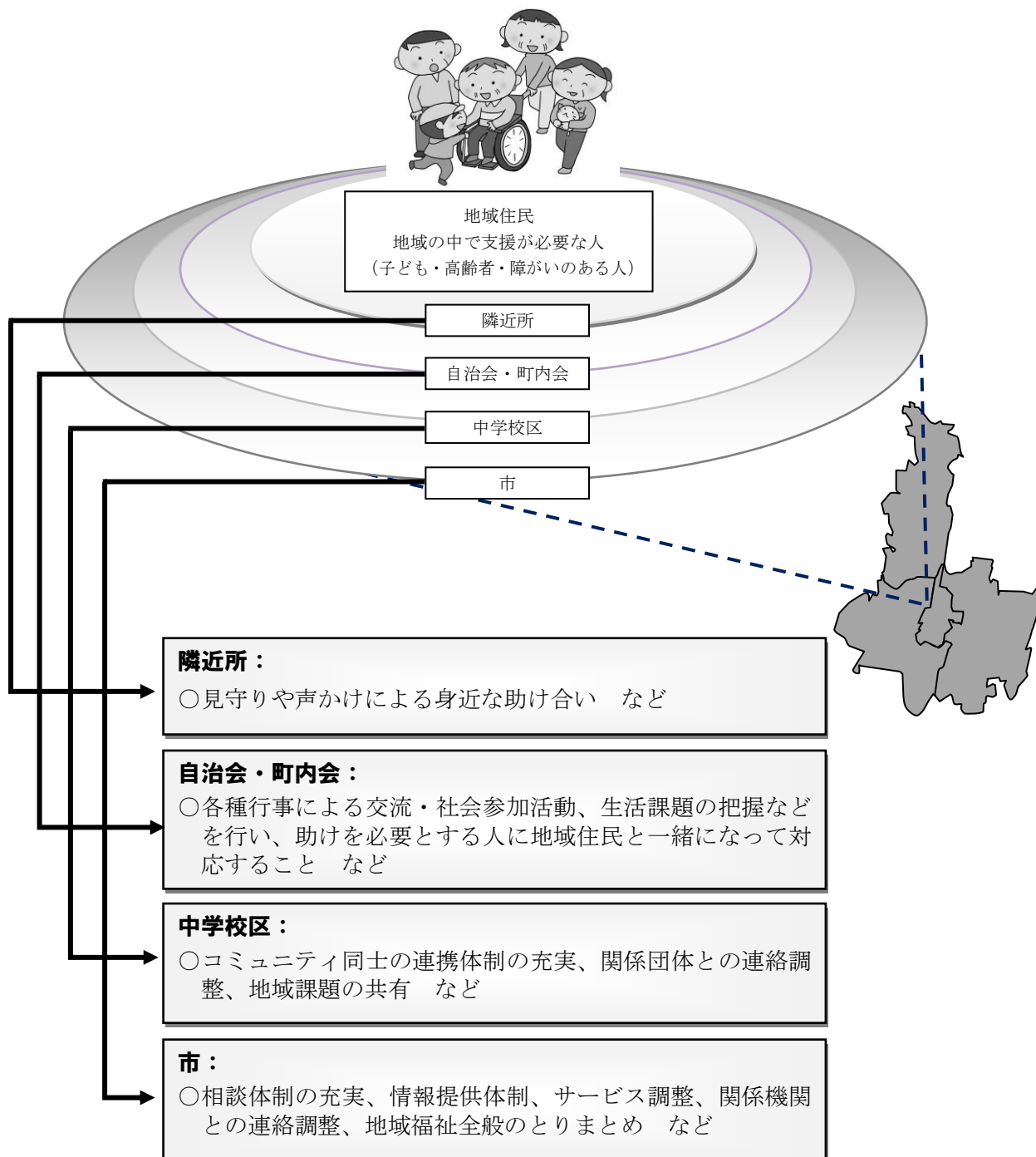
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■市民の地域福祉活動が活発に行われている重層的な圏域の設定例

地域に暮らしているすべての人々が、それぞれの課題によって、様々な圏域で関わります。

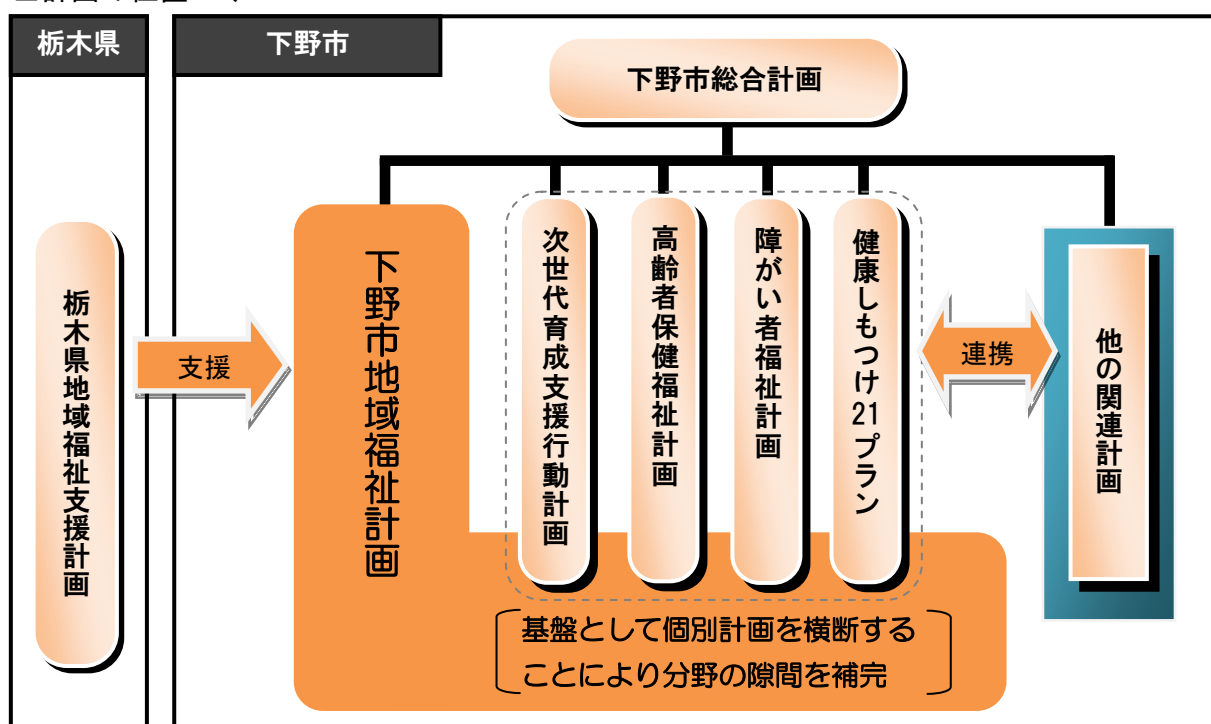


資料：「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」より作成

3. 計画の位置づけ

本市には、総合的な行政の運営を図るための基本計画として「下野市総合計画」があり、この基本計画を最上位計画として、健康福祉分野でも個別計画（下野市次世代育成支援行動計画、下野市高齢者保健福祉計画、下野市障がい者福祉計画、健康しもつけ21プラン）を策定しています。これらの個別計画は法律などに基づき策定され、主として各分野における行政施策を示しており、計画の実行主体は行政となります。一方、地域福祉計画は、地域の生活課題の解決に向けて、分野や対象者を横断的にとらえ、これらの個別計画と連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標としており、計画の実行主体は行政と市民等になります。

■計画の位置づけ

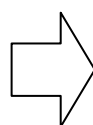


■栃木県地域福祉支援計画との関係

栃木県地域福祉支援計画とは、社会福祉法第108条の規定に基づき栃木県が策定し、栃木県における地域福祉推進の基本方針を示したものです。この計画では、広域的な見地から栃木県内市町における地域福祉の推進の支援に関する事項が定められており、下野市地域福祉計画も、この計画の支援を受けながら地域福祉の推進に取り組みます。

栃木県地域福祉支援計画のめざす方向

- 1 住民等の積極的参加による地域福祉を推進する
- 2 尊厳を持って共に生きる社会づくりを推進する
- 3 総合的なサービス提供体制を整備する
- 4 福祉の心を育む



**ノーマライゼーション
社会の実現**

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

また、社会情勢の変化や関連計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
地域福祉計画					本計画期間				
下野市総合計画	前期基本計画				後期基本計画				
栃木県地域福祉支援計画 (第 2 期)			計画期間						

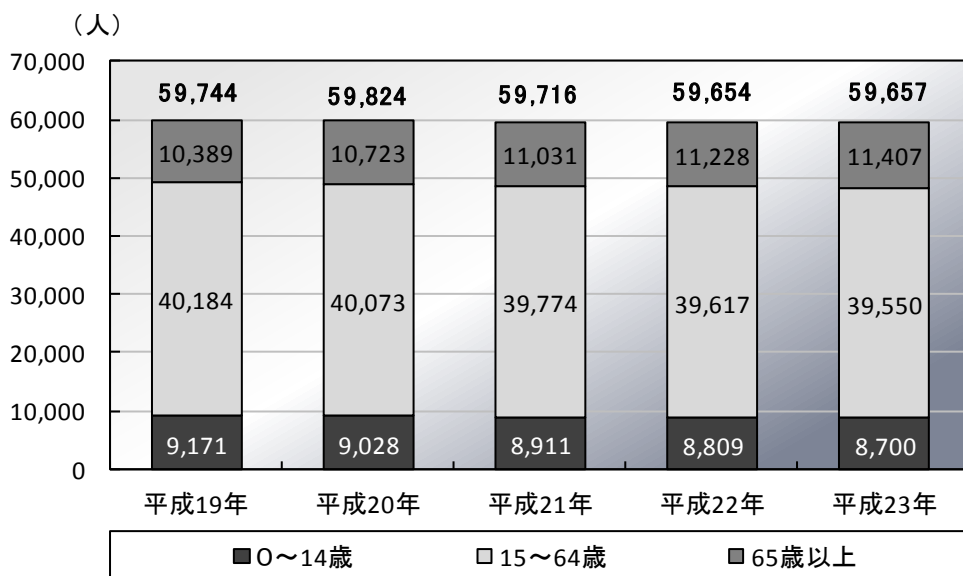
第2章 下野市の現状と課題

1. 統計からみる現状

(1) 人口や世帯等の状況

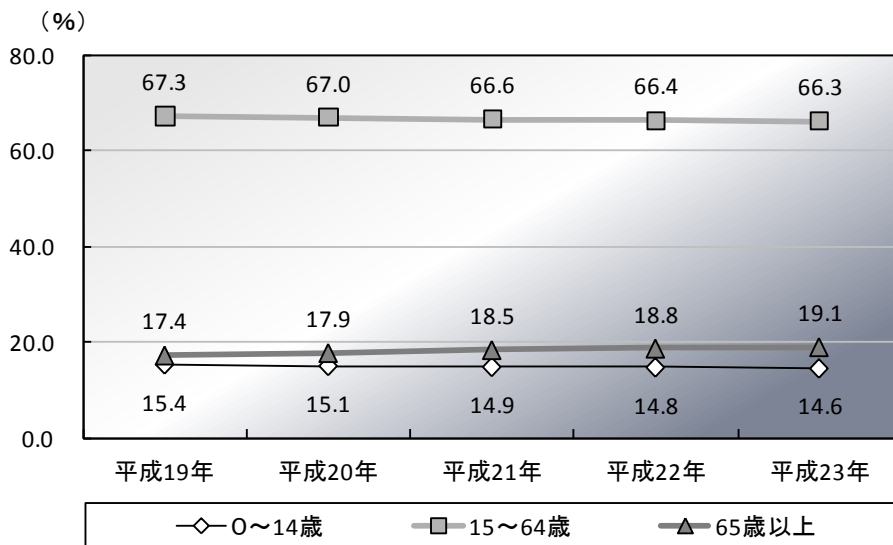
総人口の推移をみると、若干減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しています。また、年齢3区分別では0～64歳の人口比は下降しており、65歳以上の人口比は上昇していることから、下野市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口と年齢3区分別の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

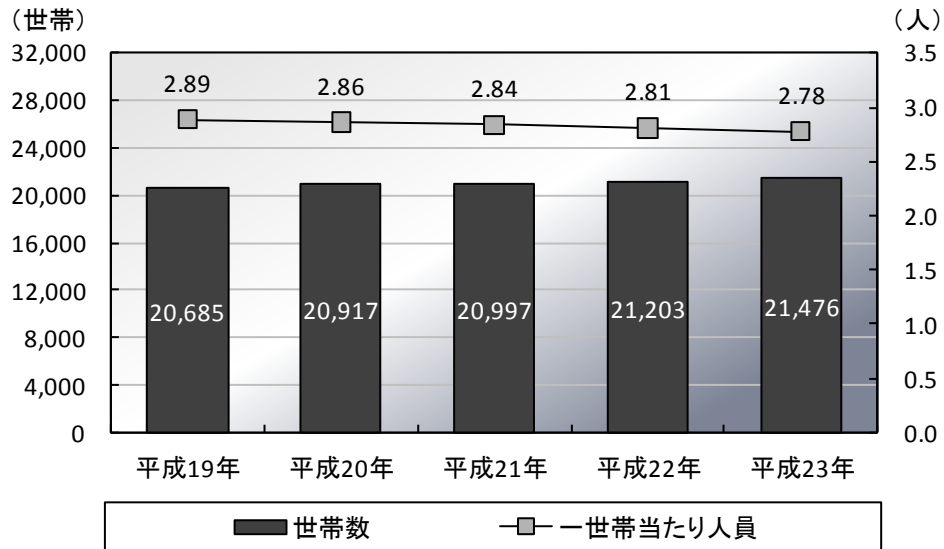
■年齢3区分別人口比の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

世帯数の推移をみると、年々増加する傾向にあります。また、一世帯当たりの人員については、平成19年から平成23年にかけて約0.1人減少しており、核家族化の傾向が緩やかに進んでいます。

■世帯数及び一世帯当たり人員の推移

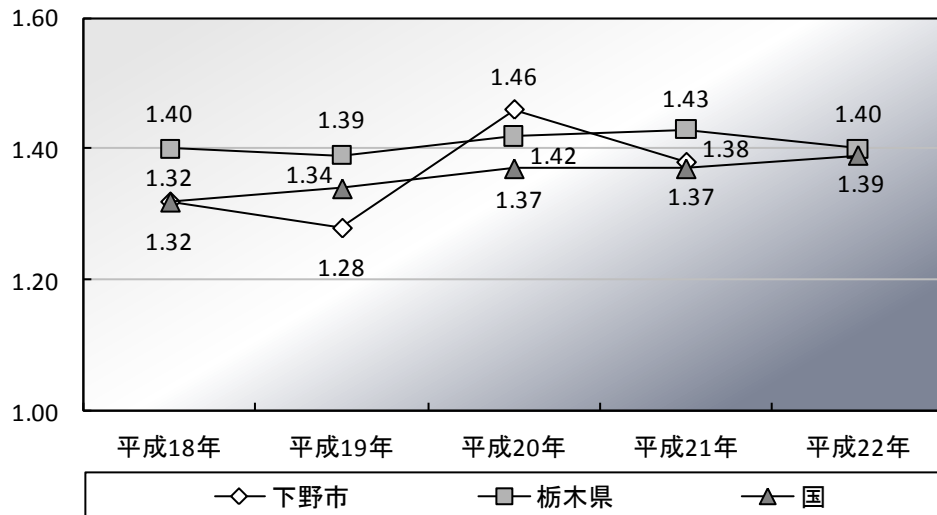


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 子どもの状況

合計特殊出生率^{※1}の推移をみると、平成21年に国よりも高く、県よりも低くなっています。

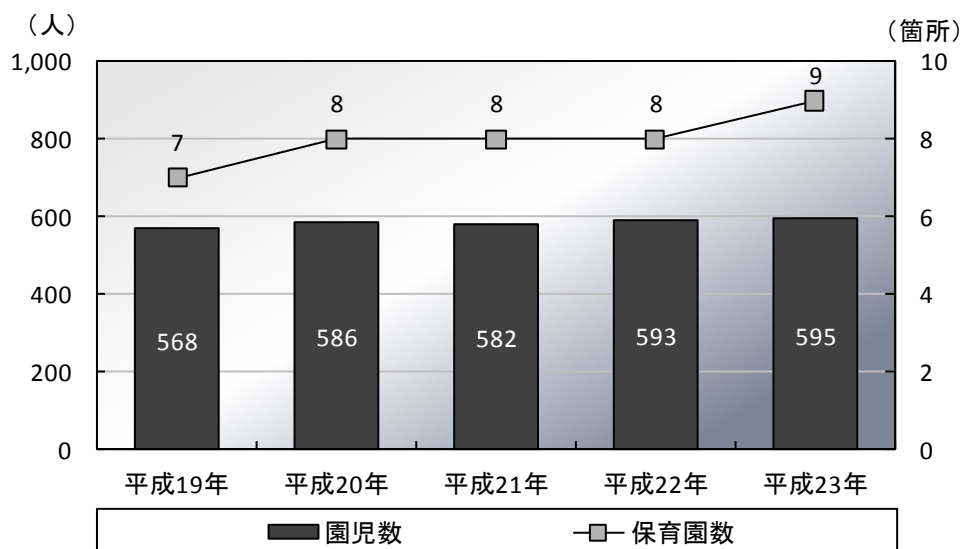
■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

保育園の入園児数については平成19年から平成23年にかけてほぼ横ばいで推移しています。

■保育園の入園児数と保育園数の推移

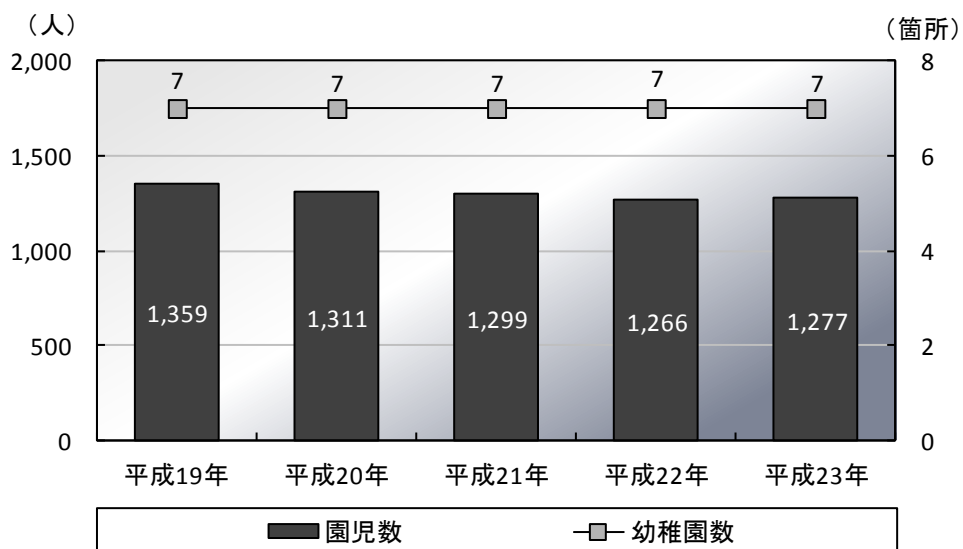


児童福祉課調べ（各年4月1日現在）

※1 合計特殊出生率：その年次の年齢別出生率において、15～49歳までの一人の女性が生涯に産むと推計される子どもの数の近似値を示すと言われてしています。

幼稚園の園児数については平成19年から平成23年にかけて減少傾向にあります。

■幼稚園の園児数と幼稚園数の推移

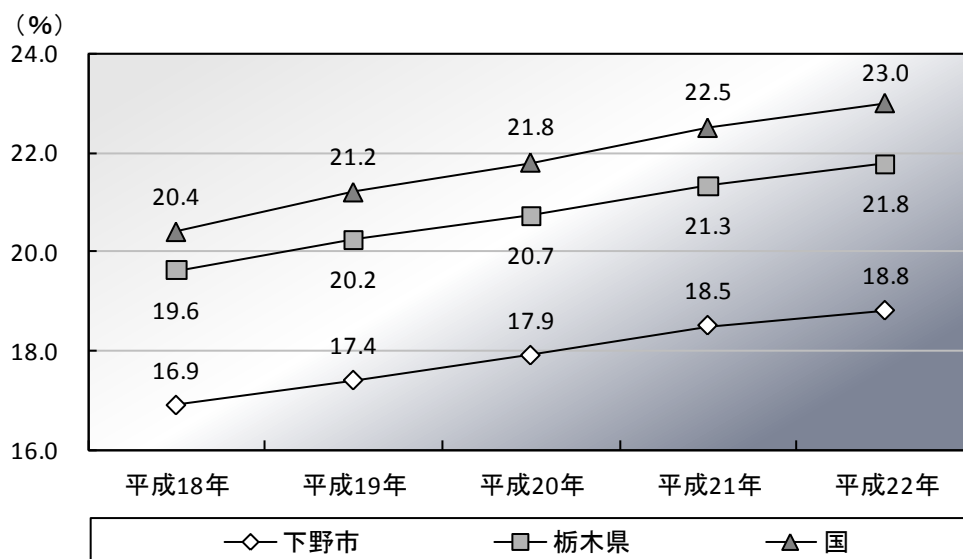


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 高齢者の状況

高齢化率をみると、年々増加しているものの、国及び県よりも低い水準で推移しています。

■ 高齢化率の推移

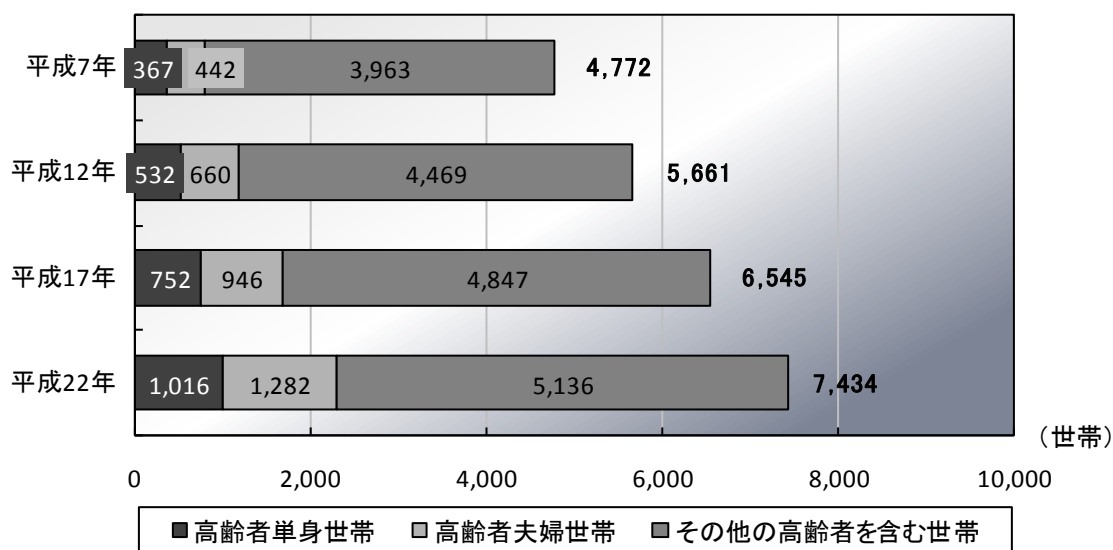


※栃木県は各年3月31日現在、国は各年4月1日現在

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

高齢者世帯状況をみると、高齢者のいる世帯数は増加傾向にあります。高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は平成7年と平成22年を比較すると約3倍に増加しています。

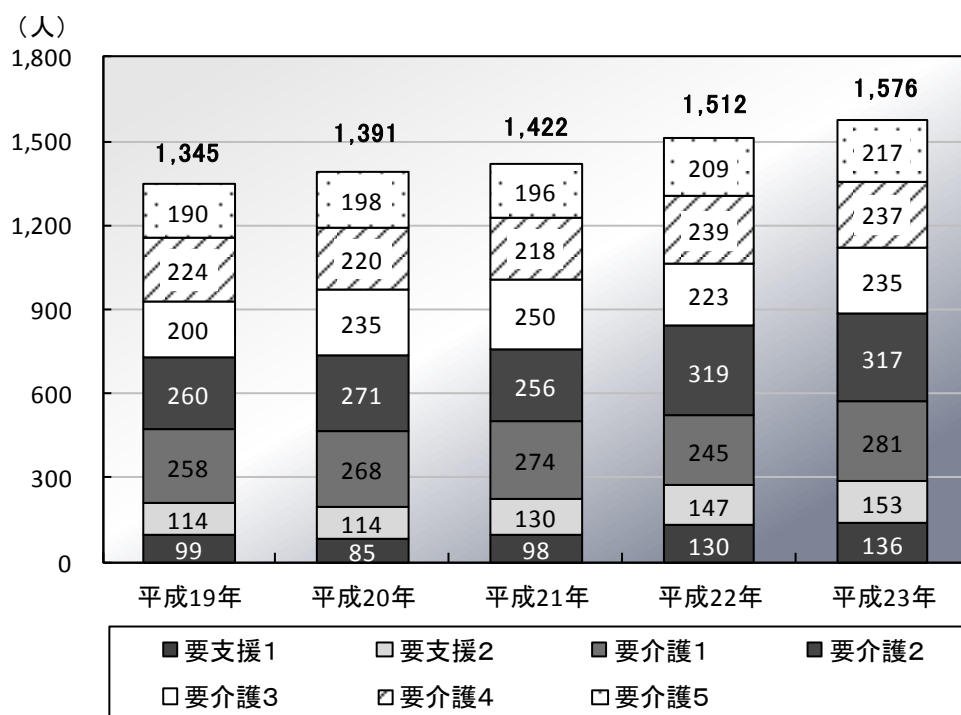
■ 高齢者世帯状況の推移



資料：国勢調査

要介護認定者をみると、年々増加しており、平成23年では1,576人となっています。

■要介護認定者数の推移

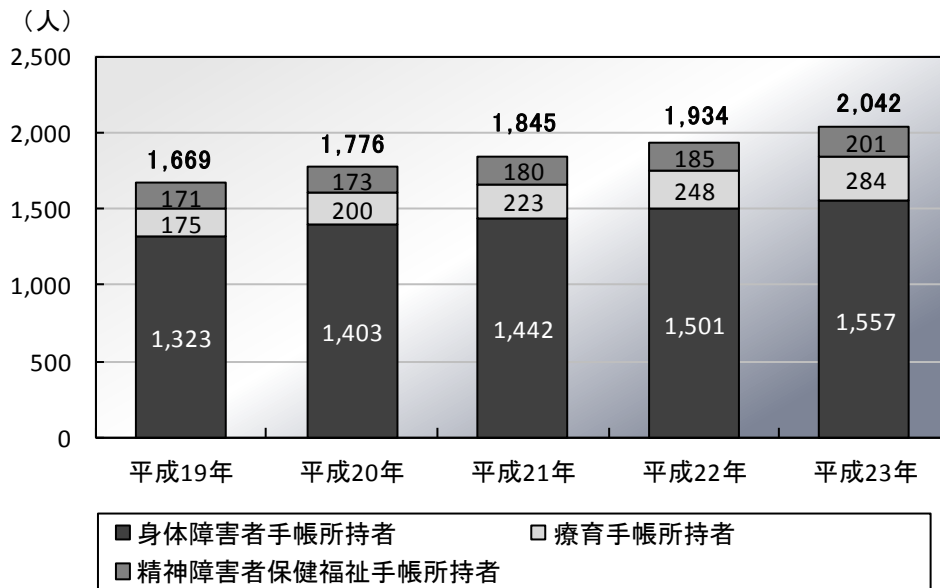


資料：介護保険事業状況報告（各年9月記載月分）

(4) 障がいのある方の状況

各障害者手帳所持者数をみると、平成19年から平成23年までの5年間で373人と約2割増加しています。

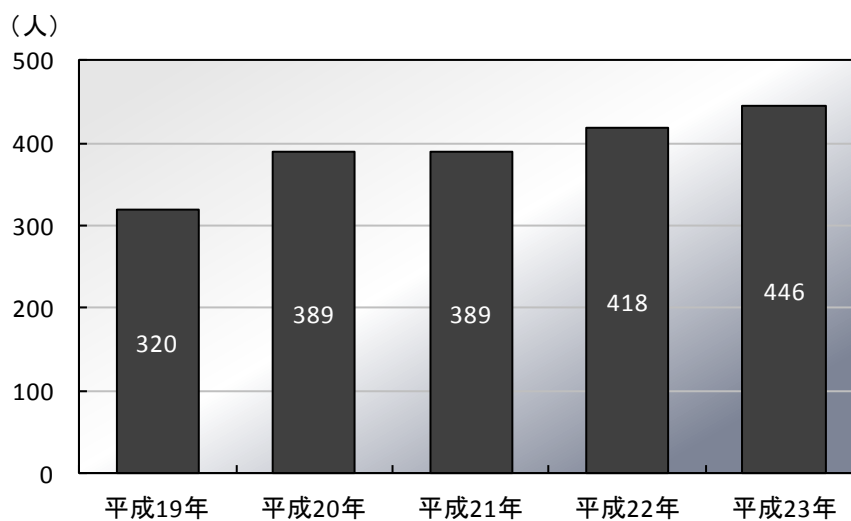
■各障害者手帳所持者数の推移



社会福祉課調べ（各年4月1日現在）

自立支援医療（精神通院医療）受給者数をみると、年々増加している状況となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

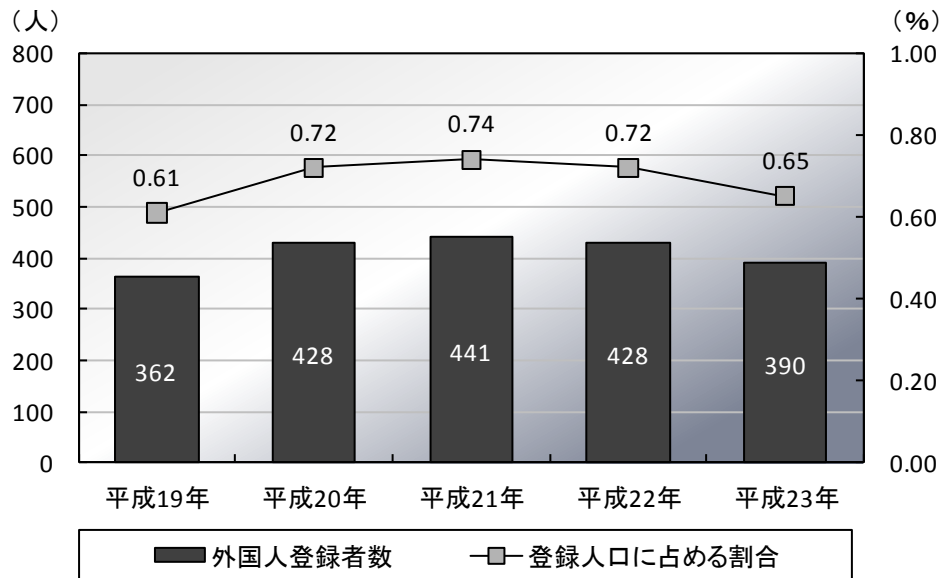


社会福祉課調べ（各年4月1日現在）

(5) 外国人の状況

外国人登録者数の推移をみると、平成18年から平成21年にかけて増加した後に、平成22年では減少に転じています。

■外国人登録者数の推移

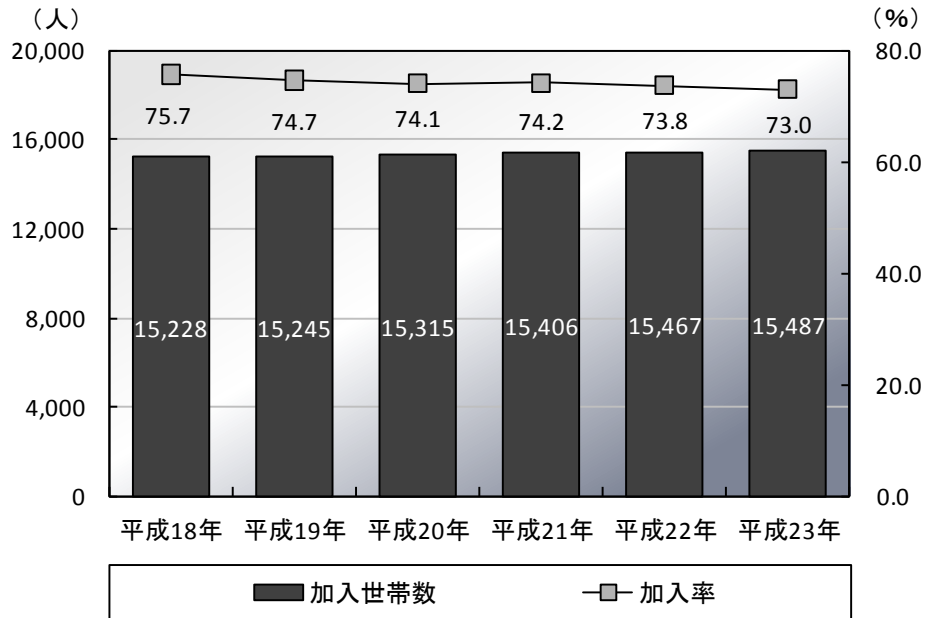


資料：外国人登録原票（各年10月1日現在）

(6) 地域活動等の状況

自治会加入世帯数をみると、ほぼ横ばいの状況で推移しているものの、自治会加入率については、減少傾向となっています。

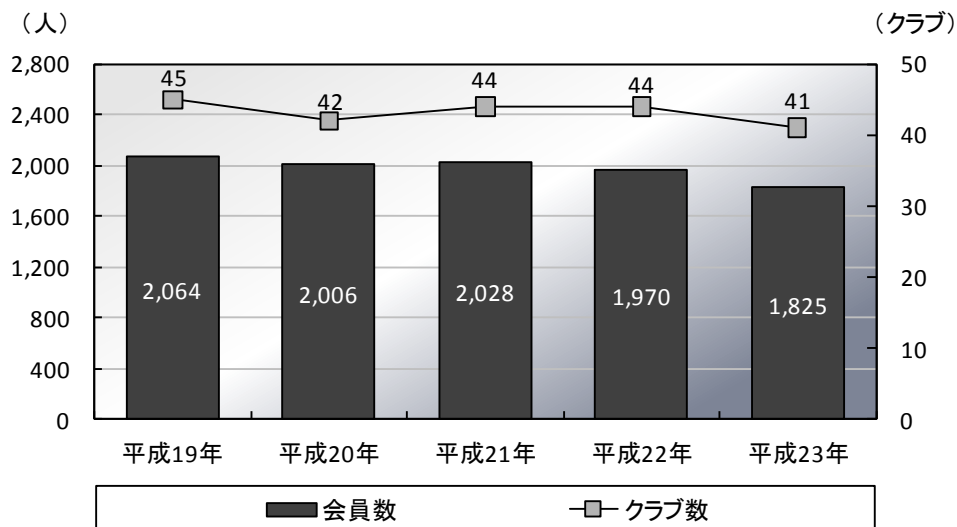
■自治会加入世帯数及び加入率の推移



生活安全課調べ（各年4月1日現在）

老人クラブ会員数をみると、平成19年から平成21年にかけてほぼ横ばいで推移していましたが、平成22年以降は減少に転じています。

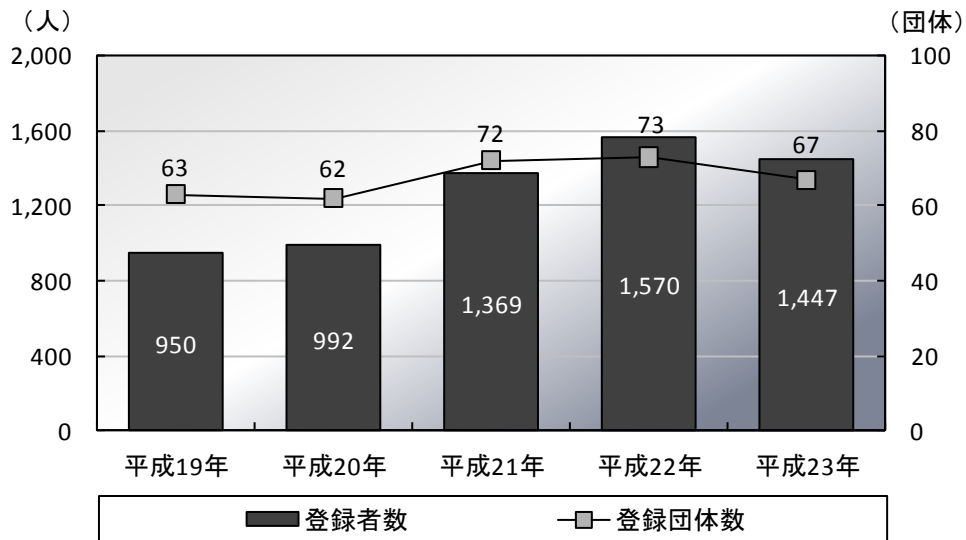
■老人クラブ会員数及びクラブ数の推移



高齢福祉課調べ（各年3月31日現在）

ボランティア登録者数をみると、平成19年から平成22年までは増加傾向にありましたが、平成23年には約1割減少しています。また、登録団体数については、平成20年以降から平成22年にかけて増加傾向にありましたが、平成23年には67団体と減少に転じています。

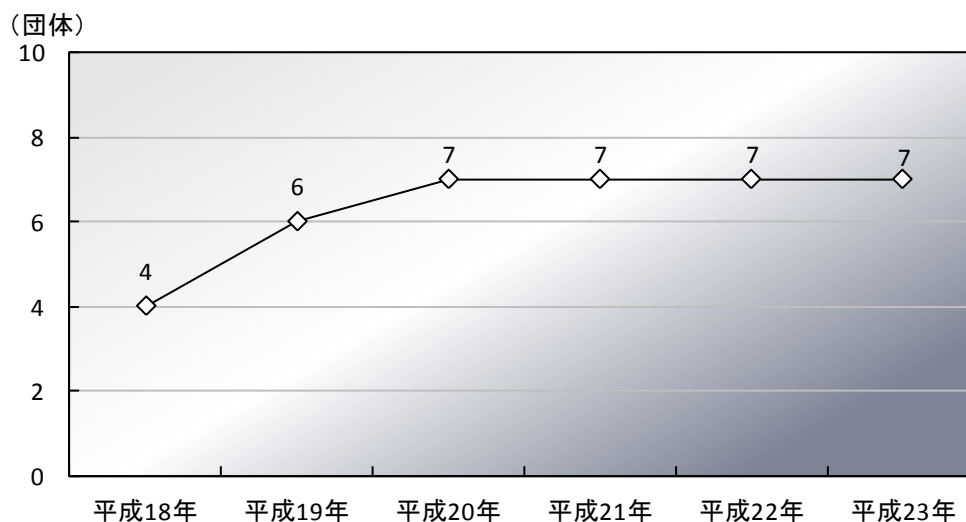
■ ボランティア登録者数及び登録団体数の推移



下野市社会福祉協議会調べ（各年3月31日現在）

NPO数の推移をみると、平成18年から平成20年にかけて増加しており、平成21年以降は横ばいで推移しています。

■ NPO数の推移

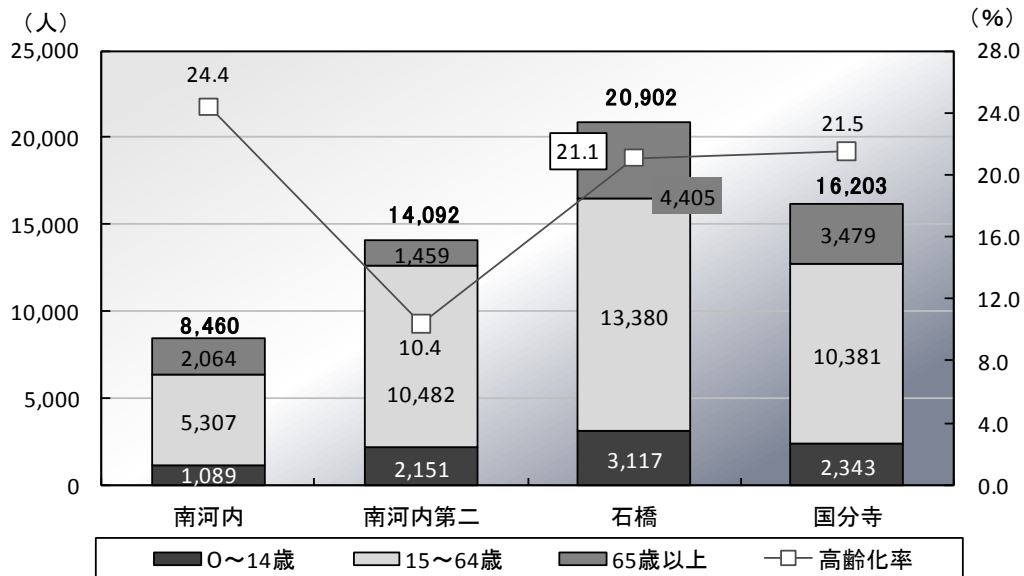


生活安全課調べ（各年4月1日現在）

(7) 地域の状況

地域（中学校区）別で人口及び高齢化率をみると、石橋で人口が20,902人と最も多くなっています。一方、南河内では10,000人に満たない状況となっています。また、高齢化率については人口が最も少ない南河内で24.4%と最も高くなっており、南河内第二では10.4%と他の地域よりも半分以下と顕著に低くなっています。

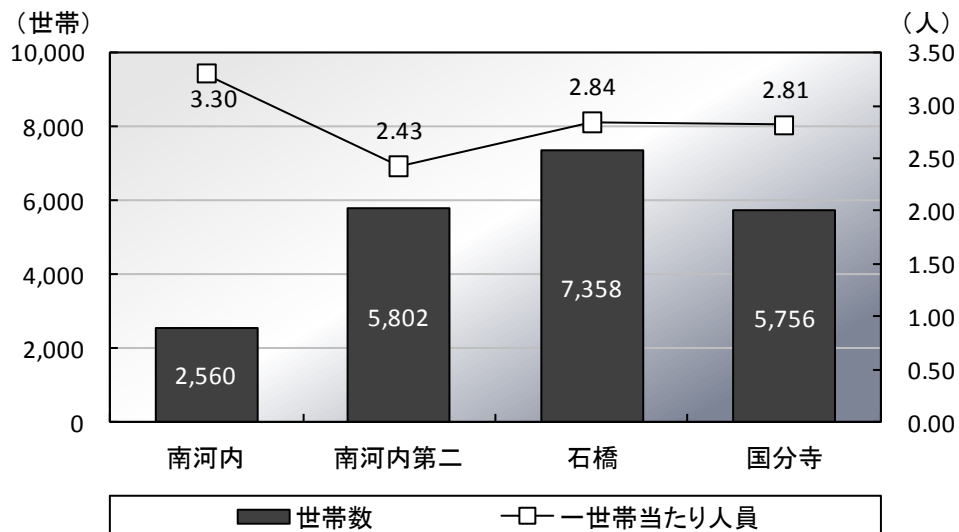
■地域（中学校区）別人口及び高齢化率



資料：住民基本台帳（平成23年10月1日現在）

地域（中学校区）別で一世帯当たり人員をみると、南河内が3.30人と最も多く、一地域だけ3人を超えている一方で、南河内第二が2.43人と最も少なくなっています。

■地域（中学校区）別世帯数及び一世帯当たり人員



資料：住民基本台帳（平成23年10月1日現在）

2. アンケートからみる地域福祉の現状

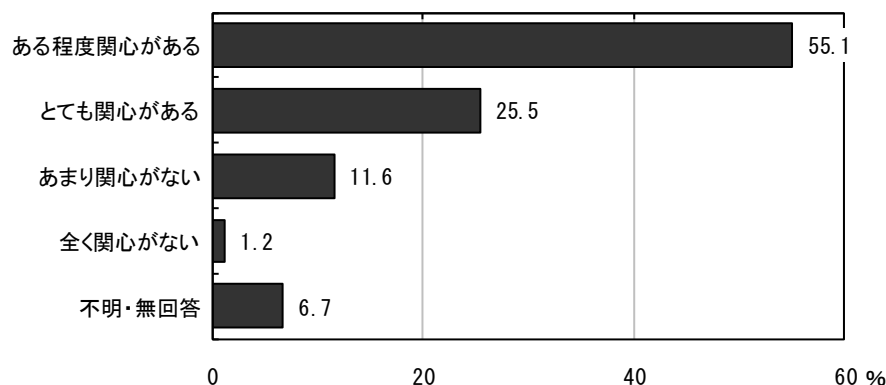
本計画の策定に向け、市民の福祉観や地域活動への参加状況などの実態、市民のご意見、ご提言などを把握するため、アンケート調査（平成22年8～9月調査）を実施しました。そこからみえる主な現状等は次のとおりです。

（1）福祉への関心について

「福祉」への関心については、『関心がある』（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は8割強となっています。そのうち、特に関心がある福祉分野については、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が最も高く、次いで「社会福祉（福祉全般）」となっています。「地域福祉（地域での支え合い活動）」は3割強と他の福祉分野に比べて関心がやや低い状況となっています。

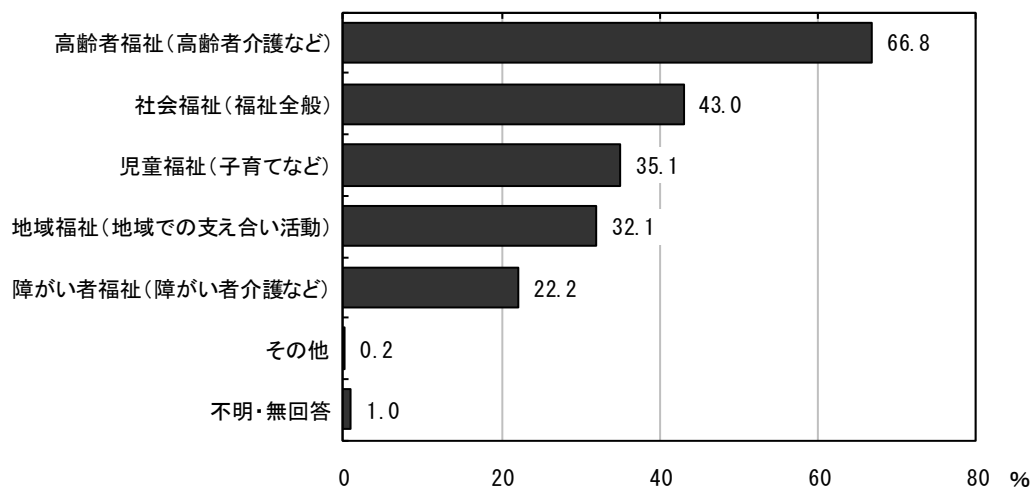
■福祉への関心について

（単数回答）回答者数=777



■特に関心がある福祉分野について

（複数回答）回答者数=626



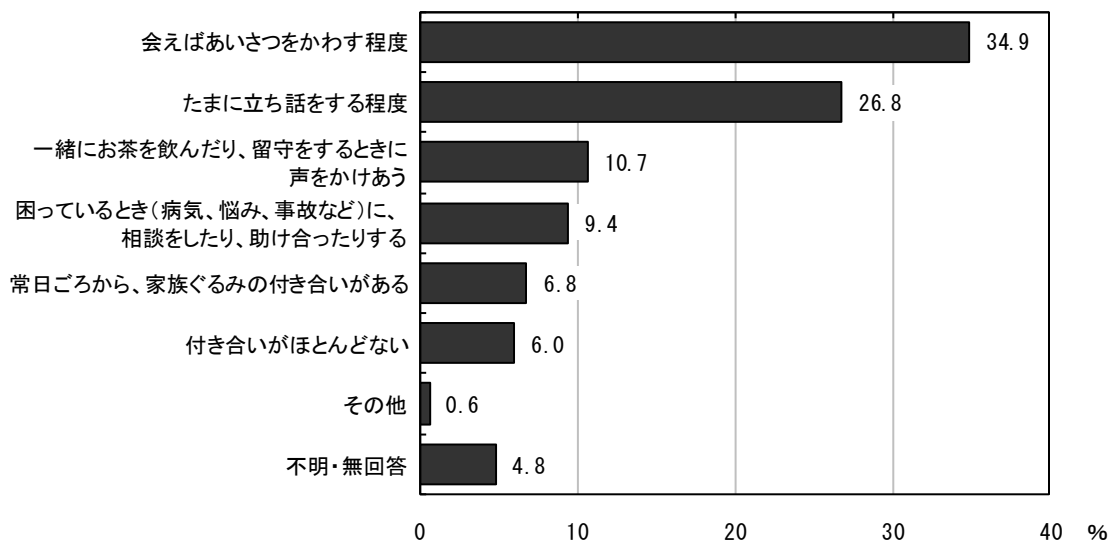
(2) 近所づき合いの程度について

ふだんの近所づき合いの程度については、「会えばあいさつをかわす程度」が3割半ばと最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」となっています。また、ふだんから家族ぐるみのつき合いをしている人や困っているときに助け合ったりしている人などの親しくしている人は、1割半ばとなっています。

地区別の近所づき合いの程度をみると、南河内第二中学校区が「付き合いがほとんどない」と「会えばあいさつをかわす程度」を合計した割合が52.4%と半数を超えていることから、他の地区よりも近所づきあいが希薄化していることがうかがえます。

■近所づき合いの程度について

(単数回答) 回答者数=777



■地区別にみた近所づき合いの程度について

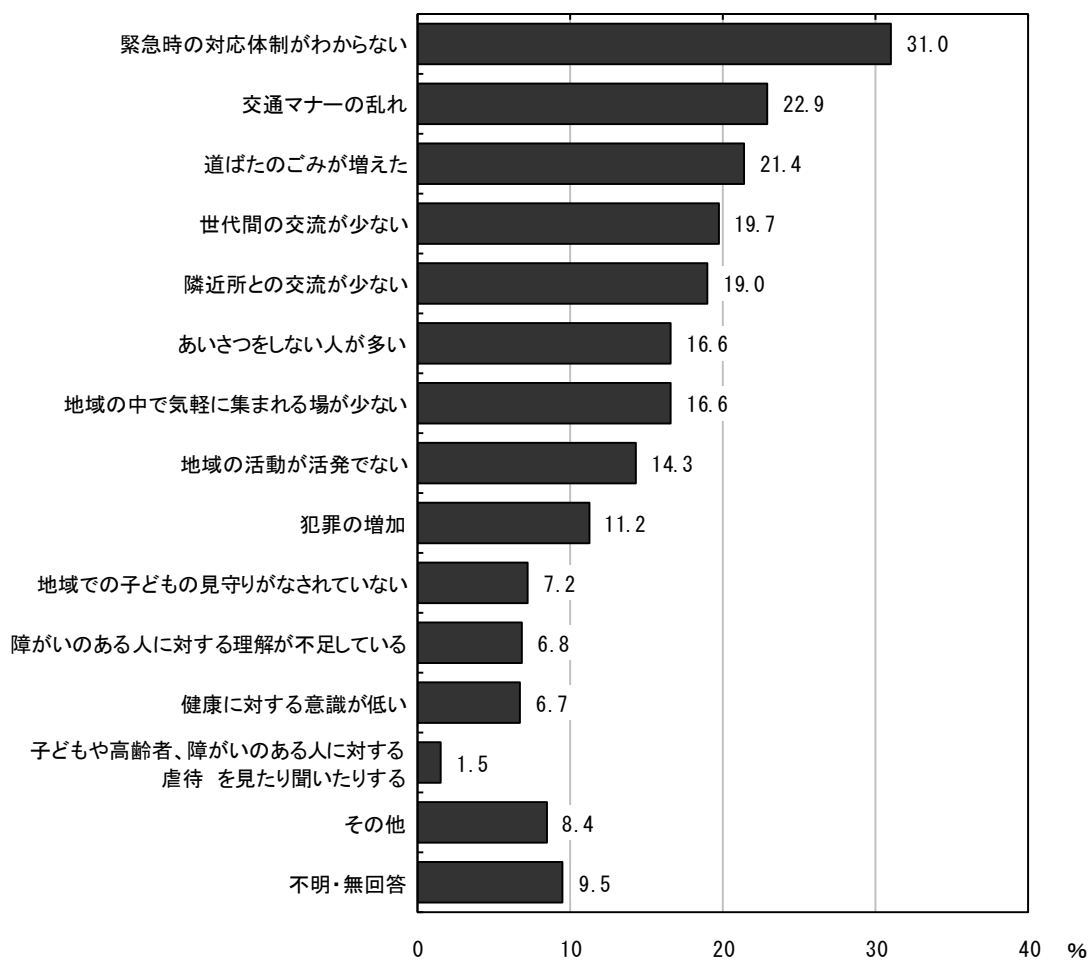
上段: 人 下段: %	会えばあいさつをかわす程度	たまに立ち話をする程度	一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう	困っているとき(病気、悩み、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりする	常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある	付き合いがほとんどない	その他	不明・無回答
南河内中学校区 (n=106)	23 21.7	26 24.5	19 17.9	15 14.2	11 10.4	7 6.6	1 0.9	4 3.8
南河内第二中学校区 (n=164)	75 45.7	46 28.0	12 7.3	9 5.5	5 3.0	11 6.7	1 0.6	5 3.0
石橋中学校区 (n=282)	87 30.9	74 26.2	32 11.3	37 13.1	19 6.7	14 5.0	2 0.7	17 6.0
国分寺中学校区 (n=213)	82 38.5	59 27.7	19 8.9	11 5.2	18 8.5	12 5.6	1 0.5	11 5.2

(3) 地域で住民が取り組むべき課題や問題について

住んでいる地域の問題・不足点としては、「緊急時の対応体制がわからない」が 31.0%と最も高く、次いで「交通マナーの乱れ」、「道ばたのごみが増えた」、「世代間の交流が少ない」と「隣近所との交流が少ない」となっています。

■住んでいる地域の問題・不足点について

(複数回答) 回答者数=777



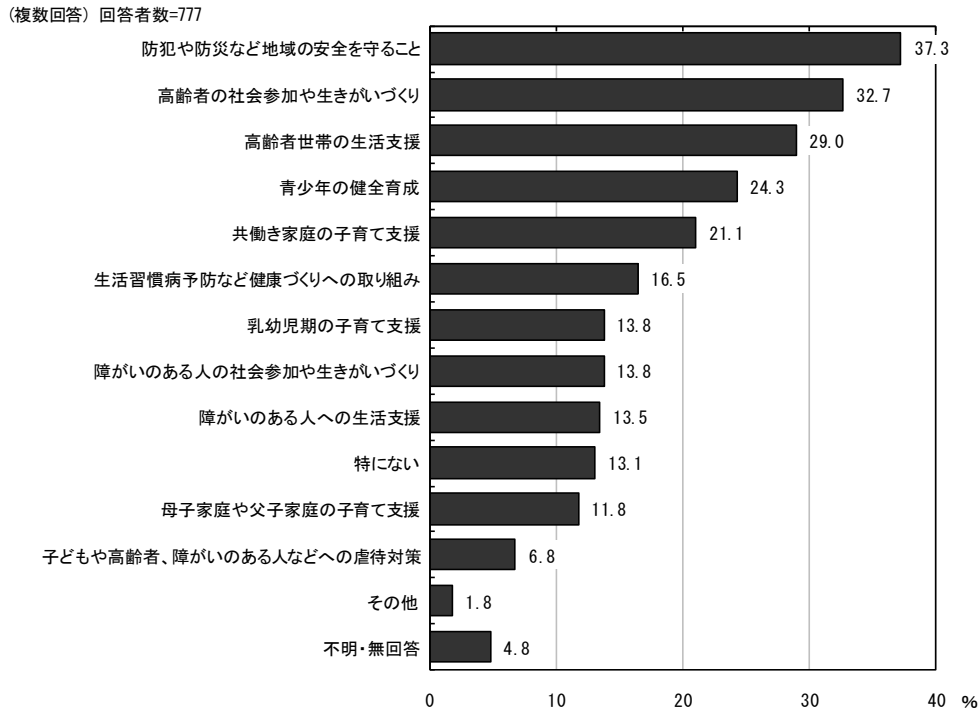
地区別の地域の問題・不足点をみると、すべての地区で「緊急時の対応体制がわからない」が最も高くなっています。また、地区別に特徴が出ているものをみると、南河内中学校区では「道ばたのごみが増えた」や「地域の活動が活発でない」、「地域の中で気軽に集まれる場所が少ない」が高くなっています。南河内第二中学校区では「隣近所との交流が少ない」や「犯罪の増加」が高くなっています。石橋中学校区では「交通マナー」や「道ばたのごみが増えた」が高くなっています。国分寺中学校区では「世代間の交流が少ない」が高くなっています。地域全体で共通するものがある一方で、それぞれの地区で特徴が出ています。

■地区別にみた住んでいる地域の問題・不足点について

上段：人 下段：%	緊急時の対応体制がわからない	交通マナーの乱れ	道ばたのごみが増えた	世代間の交流が少ない	隣近所との交流が少ない	あいさつをしない人が多い	地域の中で気軽に集まれる場が少ない	地域の活動が活発でない	犯罪の増加	地域での子どもの見守りがなされている	障がいのある人に対する理解が不足している	健康に対する意識が低い	子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待を見たり聞いたりする	その他	不明・無回答
南河内中学校区 (n=106)	33 31.1	19 17.9	29 27.4	18 17.0	17 16.0	12 11.3	21 19.8	24 22.6	6 5.7	5 4.7	3 2.8	9 8.5	1 0.9	11 10.4	6 5.7
南河内第二中学校区 (n=164)	58 35.4	37 22.6	19 11.6	34 20.7	44 26.8	28 17.1	23 14.0	21 12.8	27 16.5	12 7.3	10 6.1	3 1.8	1 0.6	18 11.0	18 11.0
石橋中学校区 (n=282)	88 31.2	74 26.2	77 27.3	54 19.1	43 15.2	46 16.3	50 17.7	39 13.8	28 9.9	27 9.6	27 9.6	23 8.2	7 2.5	20 7.1	21 7.4
国分寺中学校区 (n=213)	59 27.7	46 21.6	41 19.2	47 22.1	43 20.2	40 18.8	34 16.0	26 12.2	25 11.7	11 5.2	13 6.1	14 6.6	3 1.4	13 6.1	26 12.2

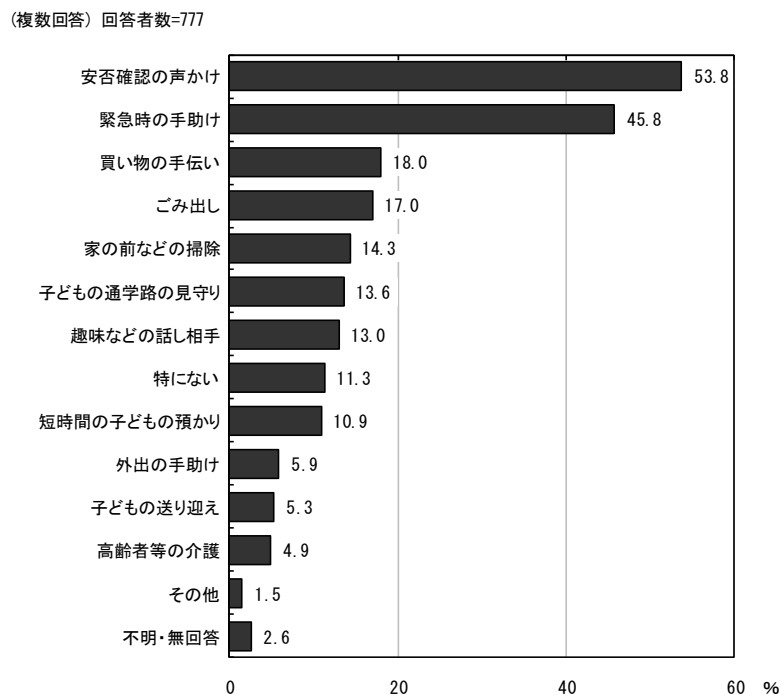
地域住民が取り組むべき課題や問題としては、「防犯や防災などの地域の安全を守ること」が4割弱と最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」、「高齢者世帯の生活支援」となっており、地域の安全を守ることへの関心が高いことがうかがえます。

■地域で住民が取り組むべき課題や問題について



隣近所で困っている家庭にできる手助けについては、「安否確認の声かけ」が5割強と最も高く、次いで「緊急時の手助け」が4割半ばと高くなっています。

■地域で困っている人にできる手助けについて



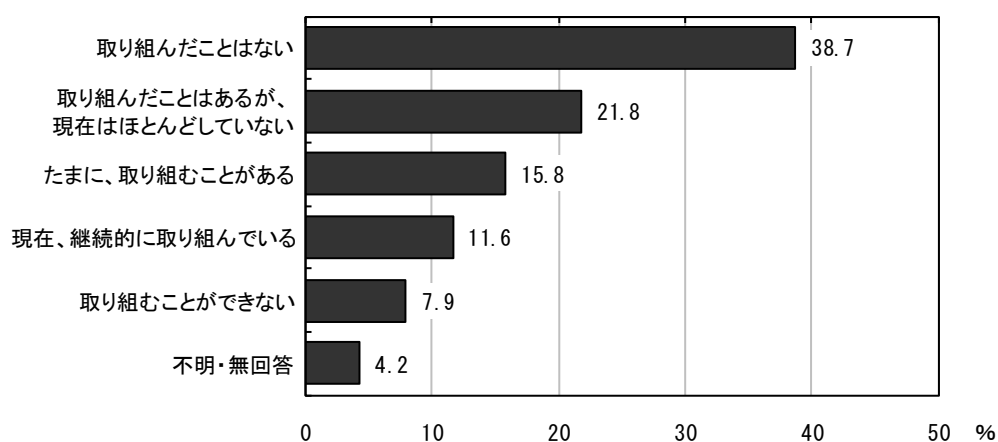
(4) 地域活動やボランティア活動等への取り組み状況について

地域活動やボランティア活動等への取り組み状況としては、「取り組んだことはない」が4割弱と最も高くなっている一方で、取り組んだ『経験がある』（「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに、取り組むことがある」、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」の合計）が5割弱となっており、取り組んだ経験のない人をやや上回っています。

また、今後の取り組み意向について、『取り組みたい』（「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」の合計）が6割半ばとなっています。

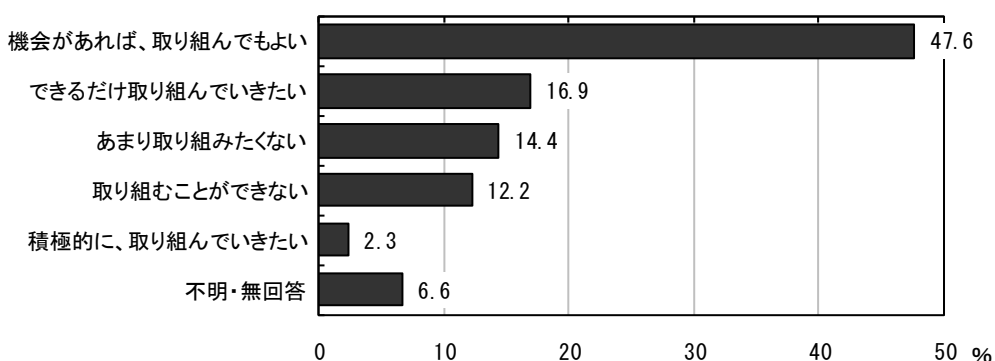
■地域活動やボランティア活動等への取り組み状況について

(単数回答) 回答者数=777



■今後の地域活動やボランティア活動等への取り組み意向について

(単数回答) 回答者数=777

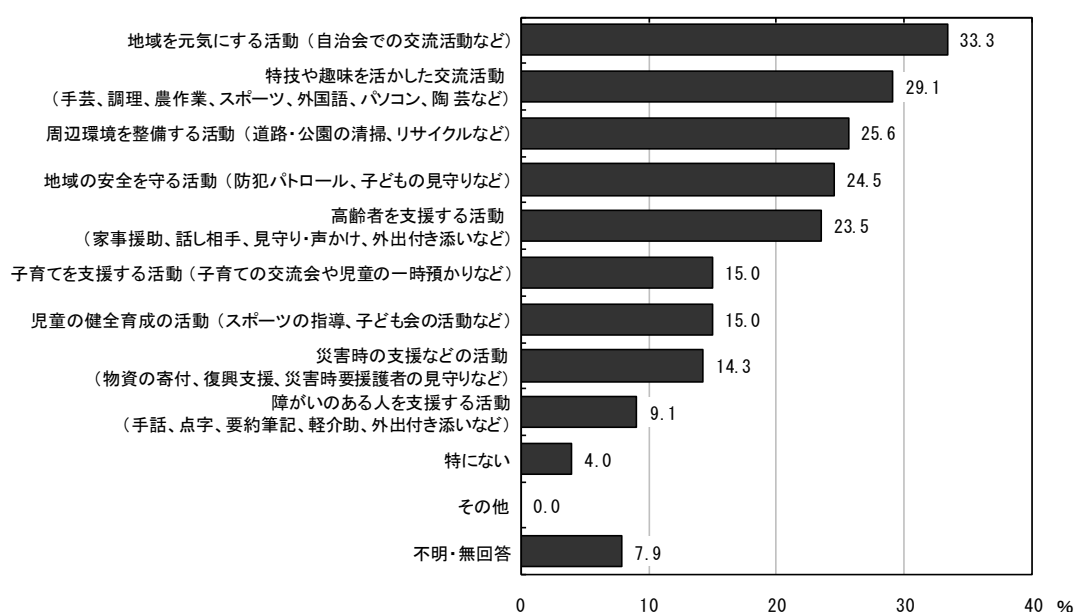


『取り組みたい』意向がある場合の今後の取り組んでみたい地域活動やボランティア活動等について、「地域を元気にする活動」が3割強と最も高くなっており、「特技や趣味を活かした交流活動」、「周辺環境を整備する活動」、「地域の安全を守る活動」などが上位に挙げられています。

また、地域の助け合い、支え合い活動の活発化のために重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が3割強と最も高く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」となっています。

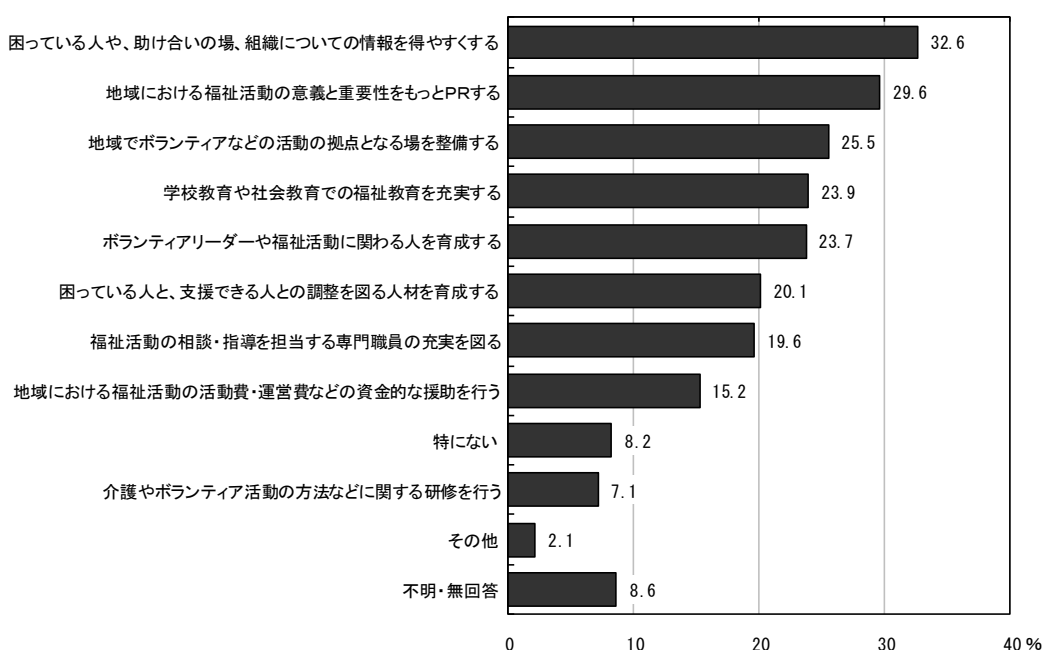
■行ってみたい地域活動やボランティア活動

(複数回答) 回答者数=519



■地域の助け合い、支え合い活動の活発化のために重要なこと

(複数回答) 回答者数=777

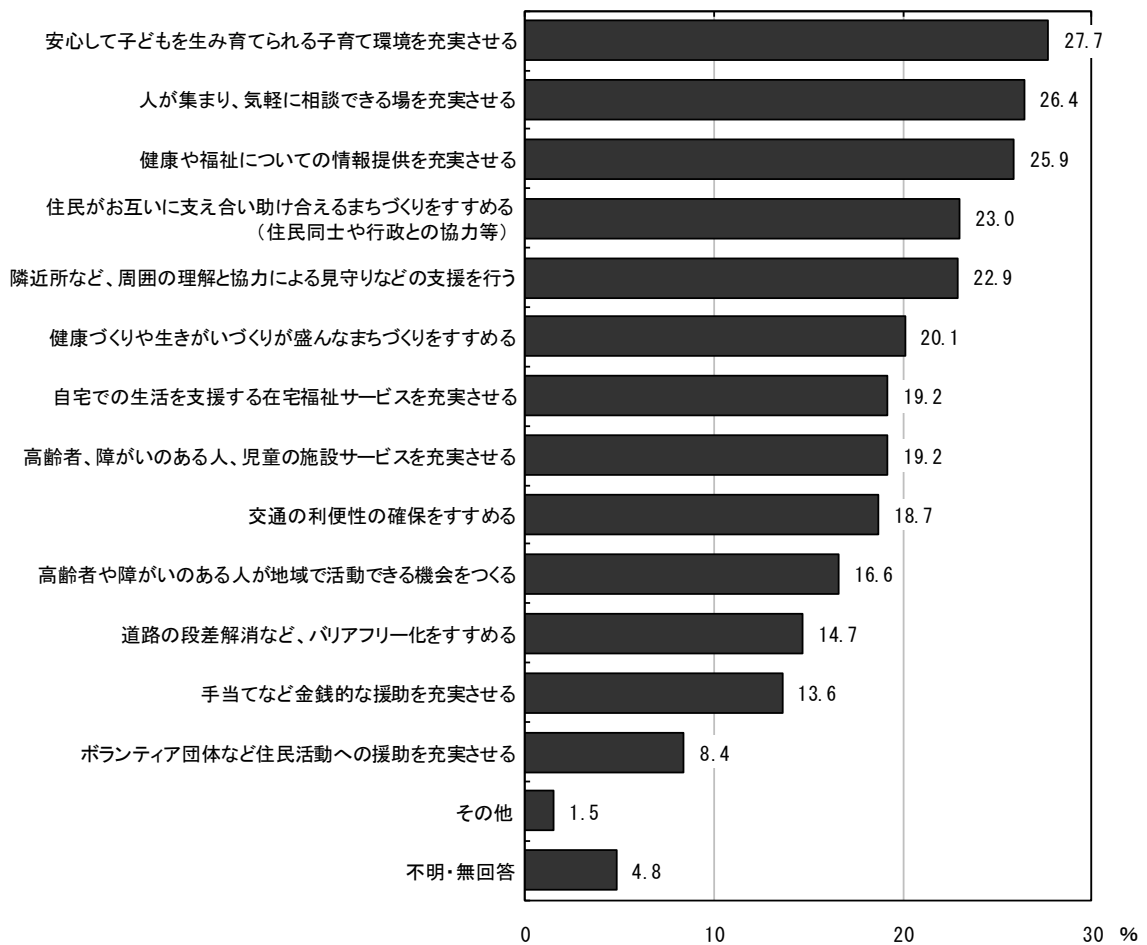


(5) 市民が重要と考える市の保健福祉施策について

市民が重要と考える市の保健福祉施策としては、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が3割弱と最も高く、次いで「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」となっています。

■市民が重要と考える市の保健福祉施策について

(複数回答) 回答者数=777



3. 住民懇談会（ワークショップ）からみる現状

住民懇談会は、平成22年10月から11月までの2か月間、4つの中学校区から参加者を集め、市内1か所にて計3回開催しました。民生委員・児童委員や福祉団体など地域で積極的に活動を実践されている市民を中心に実施しました。

この住民懇談会は、同じ地域に住む人と話し合う中で地域のことや地域に住む人のことを知るきっかけにもなるように、参加者同士が地域の課題について話し合い、解決策を考えるワークショップ形式で行いました。

主な意見は以下のとおりです。

1. 助け合い、支え合いについて

- 通学路の見守り。地域全体で子どもを見守っていく
- 声かけ・見守りを積極的に行う
- 近所の人ひとり暮らし高齢者の買物を代わりに行う。または、車で買物や病院へ乗せていく
- 地域を見守る心構えを持つ。地域に溶け込むという意識を強く持つ
- ひとり暮らしの高齢者が多く心配だが、見守りが難しい

2. 生活環境について

- 犬のフンの始末や伸びた庭木のせん定がされていない
- 歩道が狭いところやないところがあり、子どもや高齢者が安心して歩ける歩道にしてほしい
- 自転車のマナーが悪い
- ゴミの不法投棄など、マナーが悪い

3. 地域福祉の推進について

- 地区により自治会に入会しない人が増えてきている
- 自治会の役員のみ手がない
- 地域の一体感が希薄になっている
- 意見を言うが行動をしない人が多い

4. 地域交流について

- 世代間交流、隣近所と新旧住民の交流が少ない
- 子どもや若者が減ってきている
- 高齢者同士の交流が少ない

4. 団体ヒアリングからみる現状

団体ヒアリングは、平成22年12月から平成23年2月までの3か月間、市内の福祉団体及びボランティア団体を対象に、子育て、高齢者、障がいのある人などの地域福祉に関する項目について調査票を配付し、記入内容に基づいて後日ヒアリングを実施しました。

主な意見は以下のとおりです。

1. 子育てについて

- 子どもも一緒に地域活動に参加・参画する機会を設けることが重要
- 子育て世帯が何を困難とし、求めているのかを把握することが必要
- 異世代間の交流を図り、絆を深めることが重要

2. 高齢者について

- 健康づくりに取り組みやすい環境づくりが求められている
- 各施設への移動手段の確保が求められている
- 安心して働ける場の確保が求められている
- 要援護者への支援体制の充実が重要

3. 障がいのある人について

- 障がい者施設を拠点とした市民との交流が求められている
- 地域住民とのスポーツを通じた交流が重要
- 市民の理解と協力について啓発活動が必要

4. 地域福祉の推進について

- 活動したいと思っている人をどう活動に結び付けるかが課題
- 主体的に活動できる市民が求められている
- ボランティア、関係団体など地域の様々な人が積極的に関わる必要がある
- お互いに助け合う意識を持つことが重要

5. 下野市の地域福祉をめぐる主な課題

下野市の統計やアンケート、住民懇談会、団体ヒアリングなどを踏まえ、地域福祉の観点から主な課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

(1) ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

下野市では地域によって近所づき合いが希薄化している地域があり、その傾向は新興住宅地や転入者の多いところで特に見受けられます。住民懇談会では、若者の減少や近所の人の顔がわからないなどの意見が挙げられていることから、人と人の絆が弱まり、地域におけるふれあいが減少していることがうかがえます。

市民アンケート調査結果をみると、特に関心のある福祉分野では、地域での支え合い活動となる地域福祉は他の福祉分野に比べて低くなっています。また、地域における助け合い、支え合い活動を活発化させるためには、「困っている人や、助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が3割強と多くなっており、地域の情報を幅広く提供することで、地域への関心を高め、そして、地域福祉への理解を深めることにより地域で支援を必要としている人への手助けにつながるように結びつけていくことが大切です。

住民相互の助け合いや交流の輪の拡大に向けた地域福祉を推進するには、地域社会全体で助け合い・支え合いに対する関心を高め、お互いを思いやる心を育てていくことが大切です。そのためにも、地域の拠点となる施設で異世代交流を促進し、いざというときに助け合い・支え合える顔のみえる関係を日頃から築いていくことが重要となっています。

(2) 安全・安心な暮らしやすいまちづくり

近年、子どもや高齢者などが被害を受ける事件・事故が地域を問わず全国的に発生しています。また、東日本大震災では、本市でも従来の危機管理体制が機能しないことが確認され、災害に備えた対策の見直しが求められています。そのため、市民が安全・安心に生活を送るための防犯・防災体制の強化が重要な課題となっています。

地域の防災活動は自治会や女性防火クラブなどによる自主的な防災活動により展開されていますが、その活動は一部の組織に限定されています。また、防犯活動も各種団体が自主的な活動を実施しているものの、その活動が個別で行われるなど課題があります。こうしたことから、地域の実情に応じたきめ細かい防犯・防災体制が構築できるよう連携・組織化を推進していくことが大切です。

市民アンケート調査の結果をみると、身近な地域で地域住民が取り組むべき課題として「防犯や防災など地域の安全を守ること」が第1位に挙げられている一方で、住んでいる地域の中での問題点をみると「緊急時の対応体制がわからない」が第1位となっているため、緊急時の対応について周知・啓発していく必要があります。

誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けた地域福祉を推進するには、市民一人ひとりの思いやりの心と支え合いによる主体的な意思と行動が大切です。そのため、地域住民がお互いに協力して、地域課題に取り組んでいけるよう支援していくことが重要となっています。

(3) 地域福祉を推進するためのしくみづくり

下野市は中学校区単位で生活環境や隣近所・世代間の交流などに対する問題点に地域差がみられることから、それぞれの地域に応じた課題解決に向けて取り組んでいくことが求められています。そのため、地域の福祉課題の解消に向けた地域福祉を推進していくための体制の整備や市と関係機関・団体等との連携を図り、相互のネットワークを充実させていく必要があります。

住民懇談会では、若者の減少や自治会役員のなり手がいないなど、地域を担い、支えていく人材が不足していることから、人材の育成・確保が喫緊の課題として挙げられています。また、市民アンケート調査結果では今後の地域活動やボランティア活動等への取り組み意向について、「機会があれば、取り組んでもよい」が5割弱となっていることから、活動してみたいと考えている人をどう活動に結びつけていくかが課題となっています。

地域における課題の解決に向けて地域福祉を推進するには、地域に暮らす一人ひとりが当事者意識と役割を持って取り組んでいくことが大切です。そのため、地域福祉の担い手となる団体や地域住民の連携及び活動の拡大を支援することで、地域で活躍できるコーディネーターやリーダーを育成していく必要があります。



第3章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

本市は、古代東国地方の仏教・文化の中心地となるなど、多彩な歴史・文化的資源が息づくとともに、緑豊かな自然や人・モノが有機的につながることにより、新生文化都市としての魅力が形成されてきました。

また、都市近郊型農業地域として発展する一方で、JR宇都宮線の自治医大駅を中心としたニュータウンによる新市街地としても発達してきました。そのため、新市街地と田園地帯において、地域住民同士の地縁的なつながりや生活環境に地域ごとの課題がみられるなど、地域を取り巻く状況は多様であり、従来の福祉制度の枠組みだけでは対応することが難しくなっています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、地域住民の理解と協力による地域ぐるみでの課題解決に向けた取り組みが重要となっています。そのためには、市、地域住民、関係機関・団体等と相互のつながりを深め、連携・協力し合える関係性を構築し、地域の中で支援を必要としている人に的確な支援が届くよう地域福祉を推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、民生委員・児童委員、福祉団体をはじめ、地域で福祉活動を積極的に展開している市民を主体とした住民懇談会を実施しました。そこでは、地域の現状や課題を共有し、その解決策を話し合った成果として各中学校区における「地域の将来像」を掲げました。

また、市の総合計画においては、「思いやりと交流で創る新生文化都市」を将来像として定められています。人と人の交流によるふれあいを通してお互いを思いやる心を育み、困ったときには励まし合い、協力し合っていくことで、安全・安心な生活環境を創り出す、これがこの将来像における地域福祉のテーマであると考えられます。

こうしたことから、総合計画の将来像と各中学校区の「地域の将来像」を踏まえて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

思いやりの心で互いに支え合う、人にやさしいまち 下野

2. 計画の基本目標

(1) ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

地域住民の一人ひとりが地域の課題を自らの課題として当事者意識を持ち、交流拠点の活用により様々な人とのふれあいを積極的に深めていくことが必要です。

そのためにも、地域における支え合い活動の中心となる住民組織等の組織体制の強化推進や支援を必要とする人の把握や見守りによる地域支え合い体制の充実に努めます。

さらに、地域コミュニティの活性化や地域活動の充実による助け合いが自然に生まれる絆づくりを推進します。

(2) 安全・安心な暮らしやすいまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるよう福祉サービスの充実を図ることが必要です。

そのためにも、情報を知らないことにより、必要なサービスを受けられないことがないよう情報提供や気軽に相談できる体制の充実に努めます。

また、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりを推進します。

さらに、緊急時を見据えた防災体制の強化や保健・医療・福祉の連携強化を図ります。そして、防犯や交通安全対策の推進による地域全体の安全に取り組みます。

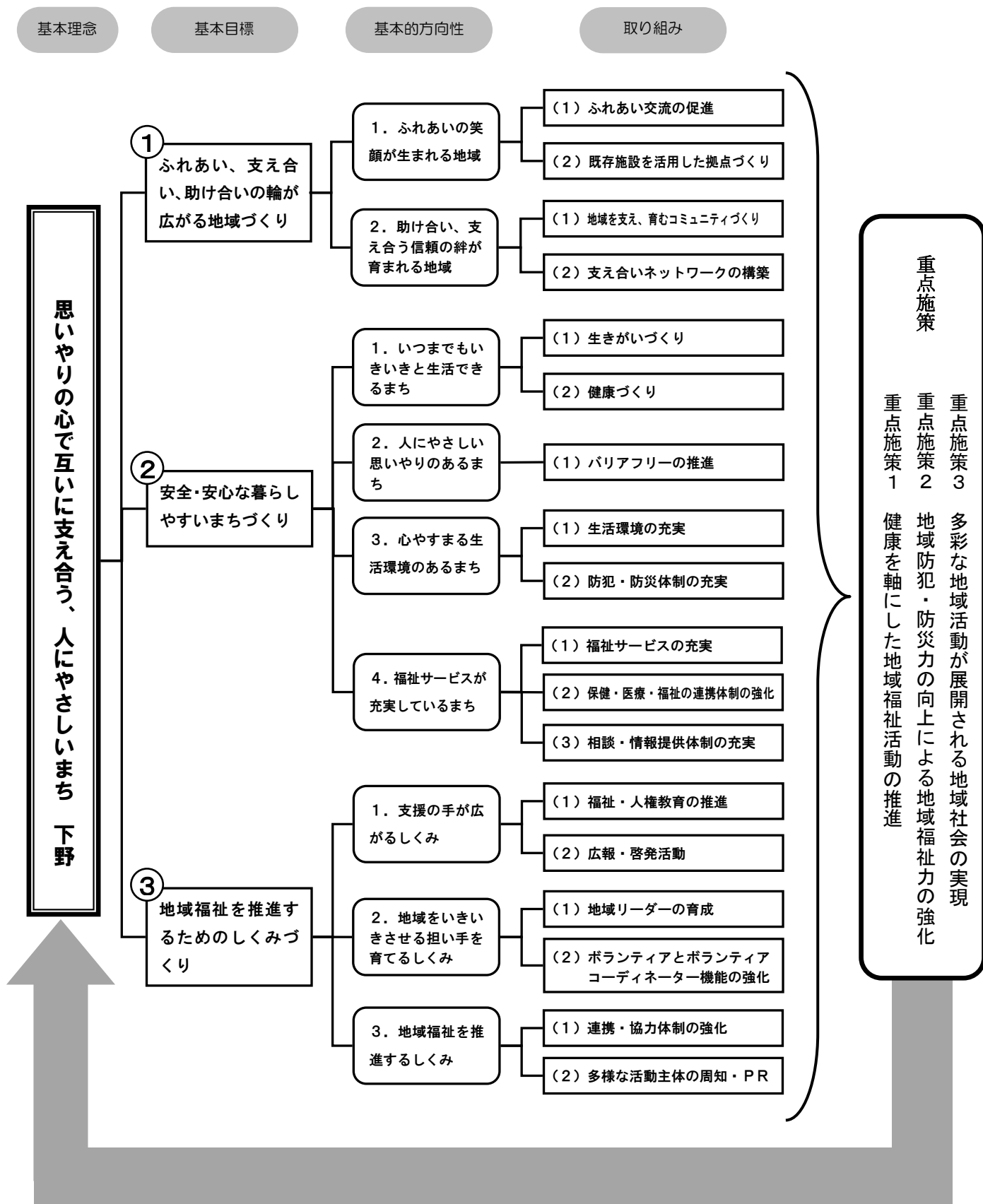
(3) 地域福祉を推進するためのしくみづくり

市民一人ひとりが、地域福祉の担い手であることを自覚し、主体的に地域活動を推進できるよう活動しやすい環境づくりが必要です。

そのためにも、福祉教育や人権意識の醸成を図るとともに、多様な地域課題に対応できるよう福祉講座を充実することで、地域の福祉力の向上に努めます。また、地域福祉を積極的に展開することが期待される地域のリーダーやコーディネーターの発掘・養成を進めます。

さらに、地域住民を中心とした地域福祉が確実に推進されるよう、連携体制の強化を図ります。

3. 計画の体系



第4章 重点施策

基本理念を実現し、下野市の地域福祉を推進するため、基本目標の取り組みの中から特に重要性の高い取り組みを選択し、組み合わせることで、次の3つを重点施策として位置づけます。

重点施策1 健康を軸にした地域福祉活動の推進

重点施策2 地域防犯・防災力の向上による地域福祉力の強化

重点施策3 多彩な地域活動が展開される地域社会の実現

重点施策を構成する基本目標における取り組みについては次のとおりです。

■重点施策を構成する基本目標における取り組みの一覧表

重点施策	取り組み	掲載ページ
1 健康を軸にした地域福祉活動の推進	ふれあい交流の促進	42 ページ
	既存施設を活用した拠点づくり	44 ページ
	生きがいづくり	50 ページ
	健康づくり	51 ページ
	地域リーダーの育成	70 ページ
2 地域防犯・防災力の向上による地域福祉力の強化	地域を支え、育むコミュニティづくり	47 ページ
	支え合いネットワークの構築	48 ページ
	防犯・防災体制の充実	58 ページ
	地域リーダーの育成	70 ページ
	ボランティアとボランティアコーディネーター機能の強化	71 ページ
	連携・協力体制の強化	73 ページ
3 多彩な地域活動が展開される地域社会の実現	既存施設を活用した拠点づくり	44 ページ
	生きがいづくり	50 ページ
	福祉・人権教育の推進	66 ページ
	地域リーダーの育成	70 ページ
	ボランティアとボランティアコーディネーター機能の強化	71 ページ
	多様な活動主体の周知・PR	74 ページ

※重点施策を構成する取り組みについては、各論（39～74 ページ）において  マークで表記

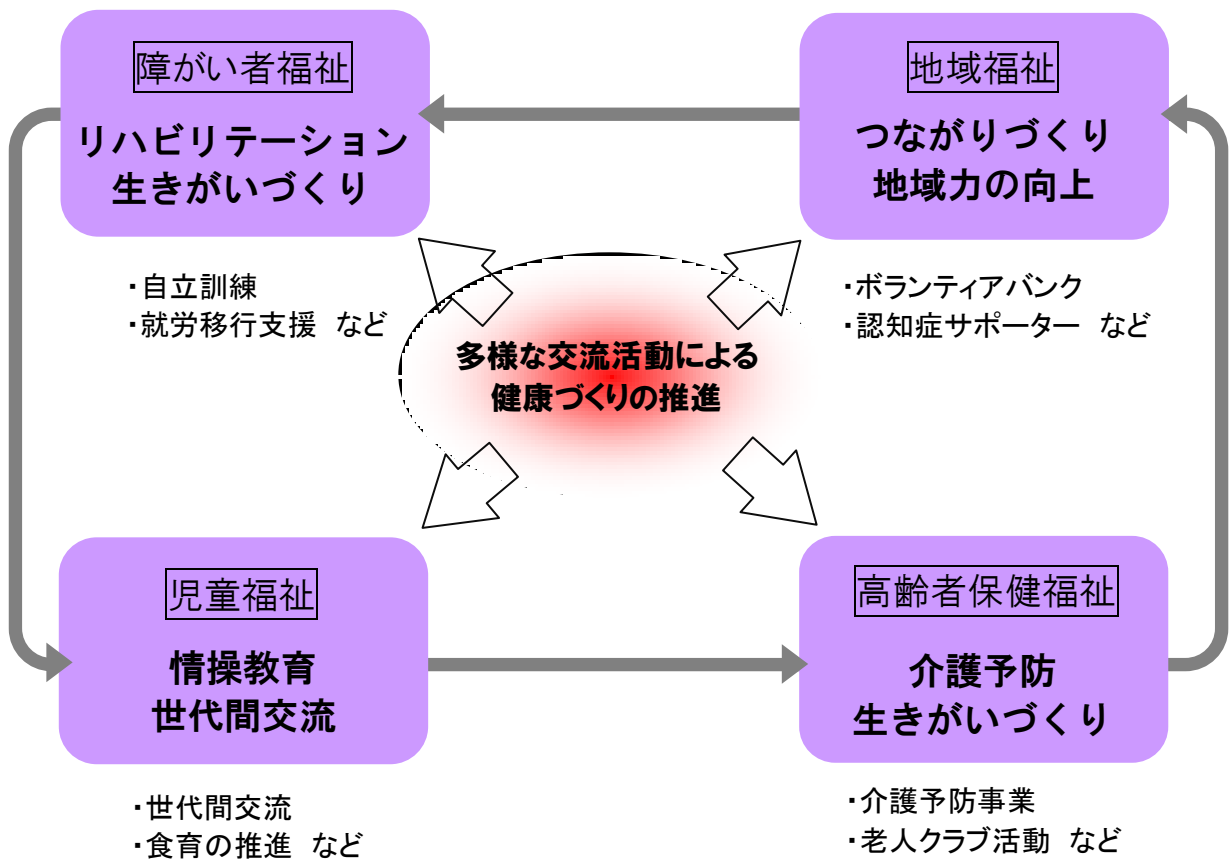
重点施策1 健康を軸にした地域福祉活動の推進

市民一人ひとりが健康でいきいきと生活することは、地域の活性化につながります。そのため「健康づくり」は、「地域づくり」そのものと言い換えることができます。

各福祉分野において健康づくりは共通して必要となり、この共通点を活かし、個々に取り組んでいた福祉分野の各団体や機関の活動を協働して行うことや、さらには生涯学習や福祉教育など、教育分野との連携による新たな活動への展開も期待できます。

そのため、地域における世代間の枠を越えた多様な交流を促進するとともに、生きがいづくりや地域力の向上などにもつなげていきます。

■多様交流活動による健康づくりのイメージ図

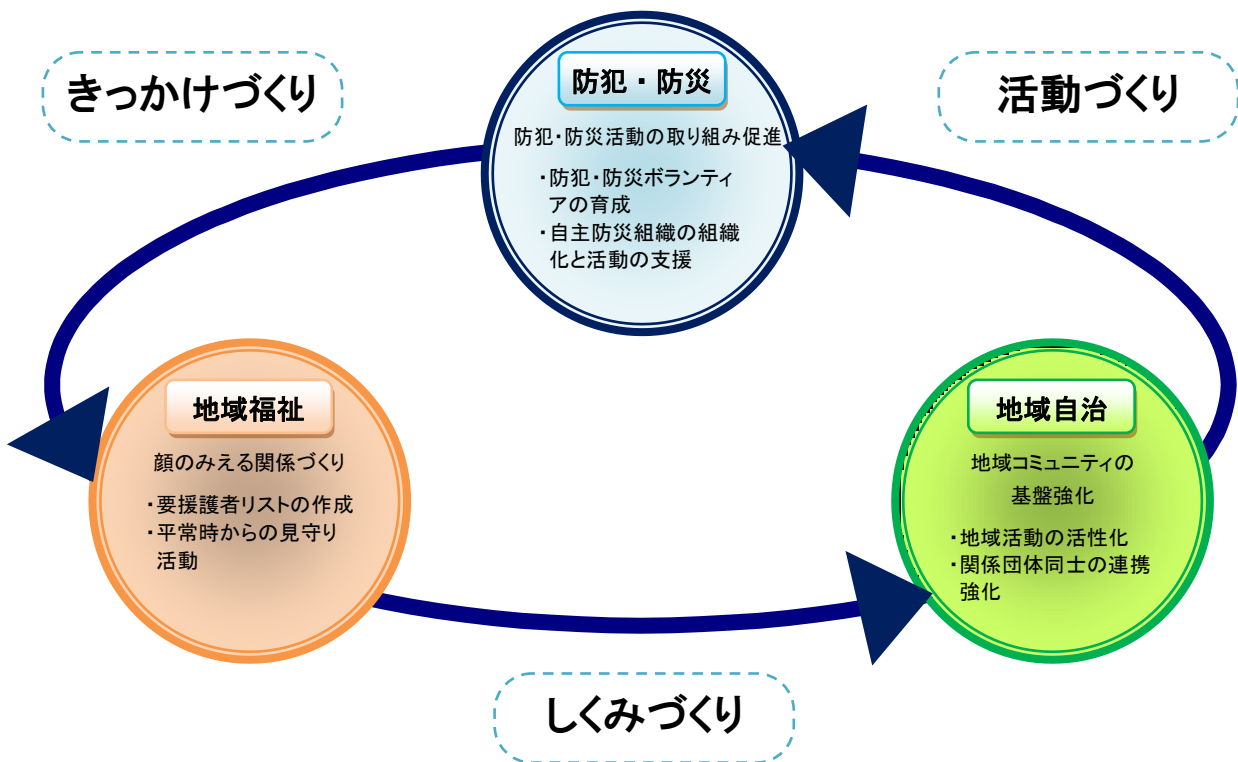


重点施策2 地域防犯・防災力の向上による地域福祉力の強化

大地震など大災害の発生時には、行政と民間機関、また市民がお互いの総力を結集して対応する「協働」の関係が最も大切であるとともに、いざというときに備えて日頃から地域の防犯・防災が機能するよう、市民の自主的な活動が行われていることが重要です。

そのため、防災や防犯活動において、特に地域福祉で言われている自助や共助の活動が求められていることから、要援護高齢者や障がいのある人などに対して「防犯・防災」「地域福祉」「地域自治」の取り組みを三位一体で推進できるよう、連携体制の充実と地域福祉力の向上を図ります。

■防犯・防災の取り組みを通じた地域福祉活動の流れ



重点施策3 多彩な地域活動が展開される地域社会の実現

地域福祉を推進していく上で、住民による地域福祉活動が安定し、継続的に展開されていることが大切になるため、その活動の核となる人材を育成することが必要です。

下野市では、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進んでおり、今後本格的に「高齢者が高齢者を支える時代」が到来することが考えられます。このような状況を踏まえ、高齢者の増加をプラスにとらえ、地域活動の担い手、地域の活性化を図れる人材として育成し、活動を促していくことが重要となります。一方で、高齢者だけでなく、将来地域を支えることになる子どもたちや中高生、大学生、そして、主婦や働き盛りの世代などのあらゆる方を対象にして、学校や地域におけるボランティア体験や福祉教育などを通じて、地域福祉への関心を高め、その活力を活かしていくことが重要です。

そのため、子どもたちの活動の地域活動への参加を促進するとともに、子育て家庭等の若い世代の地域への参加につなげることで、若い世代から高齢者とあらゆる世代での地域活動への取り組みが活発化されるよう、ボランティア養成講座や各種講座の開催や地域活動への支援を行うことにより、地域の活動を担う人材の育成や市民力の向上を図ります。その結果、あらゆる世代による多彩な地域活動が展開される地域社会の実現を目指します。

■人材育成の効果イメージ

